

1 3. 河川整備に関する方針

2 3. 1 河川整備の基本理念

3 (1) 河川整備計画の位置づけ

4 河川整備計画は、河川法第16条の2に基づき、河川整備基本方針に沿って計画的に河川  
5 の整備を実施する区間について、河川の総合的な管理が確保できるよう、当面実施する河  
6 川工事の目的、種類及び場所等の具体的事項を示す計画を定めるものです。

7

8 (2) 芦田川における河川整備の基本理念

9 芦田川のこれからの整備の基本理念は、昭和20年、47年、60年、平成10年の洪水、  
10 平成30年7月豪雨等の甚大な被害の経験を踏まえ、洪水から大切な生命・財産を守り、地  
11 域住民が安心して暮せるよう、かつ、自然豊かな河川環境を保全・継承し、豊かな水辺環  
12 境をいかした川づくりを目指すため、治水・利水・環境に関わる施策を水源から河口まで  
13 一貫した計画のもと、総合的に展開していくことを命題と考えます。

14 また、あわせて投資効果やコスト縮減に配慮しながら、効率的かつ効果的な整備を進め  
15 ます。

16 これより、「備後の拠点都市にふさわしい安全・安心な川づくりを目指し、かつ、将来を  
17 担う子どもたちに魅力あふれる芦田川を残す」を基本理念とし、河川整備にあたっての方針  
18 を次の5つとし、これからの芦田川を関係機関や地域住民と一体となって進めていきます。

19 **－河川整備にあたっての方針－**

20 **■人々が安全・安心に暮らせる芦田川に**

21 ・洪水に対して被害を防止又は軽減できるよう、ハード対策とソフト対策を一体的か  
22 つ計画的に進めます。

23 **■ふるさとの豊かな暮らしを支える芦田川に**

24 ・八田原ダム・芦田川河口堰による水の補給と関係機関との協力により、生活・産業  
25 に必要な水の安定的な確保に努めます。

26 **■ふるさとの豊かな自然と歴史をはぐくむ芦田川に**

27 ・利用しやすい河川空間を整備するとともに、川らしい自然環境の創出を目指します。

28 **■人々が集い、水にふれ、親しめる芦田川に**

29 ・魚類のへい死や異臭の発生、アオコ等の藻類の異常発生等によって、施設管理や空  
30 間利用に支障をきたさないように、良好な水環境の確保に努めます。

31 **■安全・安心な暮らしが持続可能な芦田川に**

32 ・常に芦田川の持つ機能が適切に発揮できるように、適正な維持管理を実施します。

33

---

1 3. 2 河川整備計画の対象区間

2 本整備計画において対象とする区間は、下表に示すとおり大臣管理区間とします。

3

4

表 3-2-1 計画対象区間 (国土交通省)

河川名等		上流端	下流端	延長 (km)
芦田川		左岸：広島県府中市久佐町字ツカ丸 286 番の 50 地先 右岸：広島県府中市諸毛町字永野山 3271 番 2 地先	河口まで	43.2
高屋川		左岸：広島県福山市神辺町字平野小字古市 173 番の 2 地先 右岸：広島県福山市神辺町大字川北字古市 1808 番の 3 地先	芦田川への合流点	5.85
八田原 ダム	芦田川	左岸：広島県世羅郡世羅町大字伊尾字的場 2452 番の 1 地先の県道橋下流端	左岸：広島県府中市久佐町字ツカ丸 286 番の 50 地先 右岸：広島県府中市諸毛町字永野山 3271 番の 2 地先	10.0
	宇津戸川	左岸：広島県世羅郡世羅町大字宇津戸字観音平 228 番の 1 地先 右岸：広島県世羅郡世羅町大字宇津戸字古見山 230 番の 141 地先	芦田川への合流点	2.1

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22



図 3-2-1 芦田川水系河川整備計画の対象区域

### 3. 河川整備に関する方針

---

#### 1 3. 3 河川整備計画の対象期間

2 本整備計画は、平成 16 年 6 月に策定された芦田川水系河川整備基本方針に即した河川  
3 整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね 30 年とします。

4 なお、本整備計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等  
5 を前提として策定したものです。このため、本整備計画は策定後の洪水やこれらの状況変  
6 化等の他、事業実施後の河川環境に係わるモニタリングの結果や新たな知見、技術の進捗  
7 等により、必要に応じ、個々の状況に合わせて適宜計画の見直しを行うものです。